

【成果と課題】マーストリヒト社会プロトコル再訪—欧州労使関係システムの起源

中野 聡(豊橋創造大学)

第 63 回慶應 EU 研究会(2013.1.26)

マーストリヒト条約附属の社会政策に関するプロトコルと協定(通称、社会プロトコル)は、欧州レベルの(政)労使関係の基軸として機能してきた。特に、社会的パートナー(労使団体)の関与方法を定める基本条約現行第 154 条-第 155 条は、欧州経済-使用者団体である UNICE(現 BusinessEurope)と CEEP(公共企業センター)、ETUC(欧州労働組合連盟)間の協定(1991 年 10 月 31 日)に由来する。社会プロトコルは、クロスセクター協約の優越、(2 段階政策協議による)立法と交渉の密接な連関、強い拡張規定などの特徴が見られる。

なぜこの形態が形成されたのか。本報告では、関連資料の限定性に鑑み、2 次文献とコミッション資料、関係アクターに対する一連の質問票とヒアリング調査により、アクターの選好と行動、構造条件の中に、その起源を辿ることを試みた。以下の諸点に関し、形成の論理をほぼ解きほぐしたものの、なお幾つかの‘ミッシングリンク’が残る。

まず、労使協約を共同体社会立法の基礎とする最初期のコミッション案は、ヴァンチュリーニによれば合意形成が課題だったときのビジョンだったが、UNICE の拒絶により頓挫する。コミッションはその後、詳細規定のないまま欧州協約の必要性を訴えるが、共通見解の普及は、クロスセクター協約の締結施行権を持たない労組連盟(DGB や TUC)やセクター団体を統括しない UNICE 構造に阻まれた。ならばなぜ、ドロールは初期社会対話をこのレベルで始めたのか。ドロール自身は、それを 1992 年プログラムとの整合性に求めている。このコンテクストで示されたのが、雇用のための協調的成長戦略であり、社会対話による労働市場のフレキシブル化の方向性だった。

次に、政策協議は、社会憲章行動プログラム協議(1990 年)からパイロットグループの協議請求権(1989 年 1 月)、パレ-デグモン提案(1987 年 5 月)へと遡及できるが、この点に関するインタビューイの理解は整合している。それは、UNICE 合意を獲得する手段としての協議の有用性が認知される過程だった。

さらに、ベルギー案(1991 年 2 月)以降の条約案における欧州協約水準と事前協議規定の変遷は、合意の欠如を示す。加盟国案が、各社会モデルに依拠するのに対し、コミッション案は初期対話の苦渋の経験の反映であり、労使アクターの選択もここに収斂したと解釈できる。複数のインタビューイは、問題回避のために水準規定が削除されたこと、ESC 内に社会対話機関を設置する提案が主要アクターに拒絶されたこと、2 段階協議がコミッションによって示されたことを指摘した。欧州議会協議もバイパスされたが、ドロールにとって社会プロトコルは、コミッション権限を社会的パートナーと分有する試みであり、選挙と補完性、社会対話からなる民主主義の反映として理解された。

中心的アクターの認識は明らかである：社会プロトコルにモデルは存在しない。初期ビジョンが特定制度との同質性を示す一方で、社会対話の試行錯誤の過程で、異なる要素が付加されてきた。この点から社会プロトコルは、複数のインスピレーションと構造条件を背景に、コミッションが利用可能な制度的資源の動員によって確立を主導した水平補完性モデルと理解できる。それは、彼らのアスピレーションをなした北欧の自律的社会的パートナーシップとも、社会的排除の撲滅を掲げる戦略的目的とも、なお遠く隔たるのだが。